

ミツヒロニュース



4月になりました。気分も新たに、爽やかな気持ちで頑張っていきましょう。今年の税制改正では、グループ法人間の取引について、利益の付け替えが行われているのではないかと疑われるケースへの対応が強化されました。そのため、当該取引が必要となる理由や、経費計上の方法などについて、正確に書類へ記録し保存しておくことが求められます。これらの書類が整備されていない場合、青色申告の承認が取り消される可能性もありますので、十分注意して書類の作成・管理を行ってください。

光廣 昌史

今月のトピック

- ◇企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設
- ◇高齢者の金融所得、保険料算定に反映へ
- ◇住所等変更登記の義務化について
- ◇今月のお勧めセミナー
「家族を幸せにする相続セミナー」
- ◇あとがき
「仲間が増えました！！」



企業グループ間の取引に係る書類保存の特例の創設

1. 改正のポイント

(1) 趣旨・背景

企業グループ内の法人間で行われる取引（シェアドコスト取引など）については、恣意的な支払額の調整が行われやすく、また、その取引内容や支払額の根拠の詳細を確認できる資料の全部又は一部の受領・作成が行われていない場合には、保存書類によりその法人の経費の支払額が適正なものであるか十分に確認することができないことから、正確な実態確認ができない事例が把握されています。

内国法人に対して企業グループ内取引の詳細が分かる一定の資料について、取得・作成及び保存を義務付けることで、課税関係の適正性を確保する目的で導入されます。

(2) 内容

企業グループ内の法人間で一定の取引を行った場合には、支払を行う法人の法人税の課税所得の計算上保存が義務付けられている書類等にその取引に関する資産又は役務の提供の明細、その取引における支払金額の計算の明細及びその取引に係る支払金額を算定するために必要な事項の記載等がないときは、これらの事項を明らかにする書類等を取得・作成し、保存することを義務付ける措置を講じられます。

※ 令和8年4月1日施行

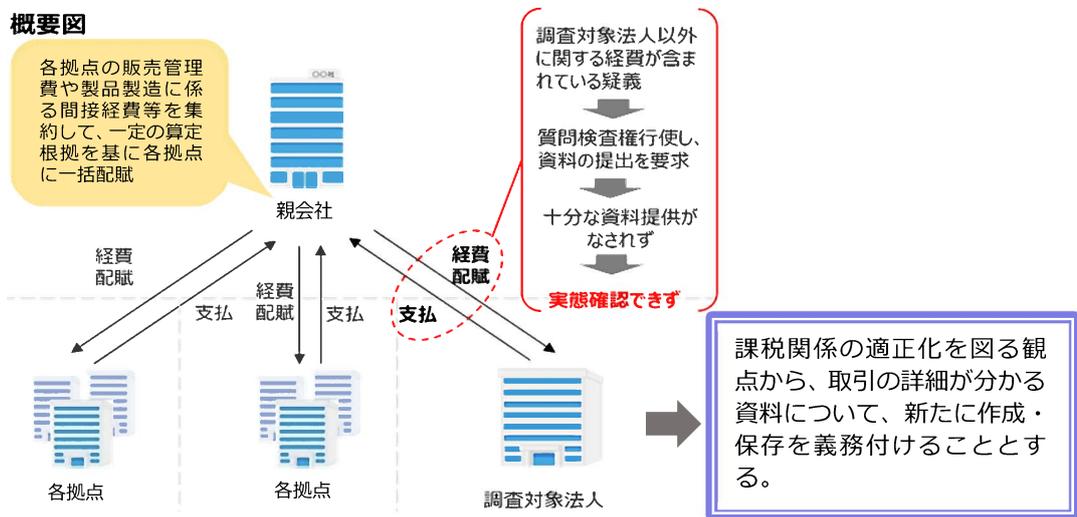
関連者	移転価格税制における関連者と同様の基準により判定 本制度における関連者の定義は、法人と特殊の関係にあるものになります。 ① 一方の法人が他方の法人の発行済株式等の 50%以上を直接又は間接に保有する関係（親子関係） ② 同一の者によって発行済株式等の 50%以上を直接又は間接に保有される法人相互の関係（兄弟関係）
-----	--

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

<http://www.office-m.co.jp/> Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

<p>関連者</p>	<p>③ 一方の法人が他方の法人を実質的に支配している関係（役員の兼務、取引の依存、資金調達の依存等）（実質 支配関係）</p> <p>④ 上記①～③が連鎖することで生じる関係</p>
<p>特定取引（販売費、一般管理費その他の費用の額の基因となるものに限る）</p>	<p>①その関連者がその内国法人に対して行う次の資産（以下「工業所有権等」という。）の譲渡又は貸付け（工業所有権等に係る権利の設定等その関連者がその内国法人に工業所有権等を使用させる行為を含む。）</p> <p>イ 工業所有権その他の技術に関する権利、特別の技術による生産方式又はこれらに準ずるもの</p> <p>ロ 著作権（出版権及び著作隣接権その他これに準ずるものを含む。）</p> <p>ハ プログラムの著作物</p> <p>②その関連者がその内国法人に対して行う役務の提供のうち次のもの</p> <p>イ 次のいずれかの事業活動で、その内国法人とその関連者との契約又は協定に基づきその関連者が行うもの</p> <p>（イ）その関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験等その関連者が有する経営資源を活用して行われる研究開発、広告宣伝等の事業活動</p> <p>（ロ）その関連者が有する専用資産（専らその内国法人及び関連者の事業の用に供することを目的とする資産をいう。）をその内国法人に使用させる行為並びにその専用資産の維持及び管理</p> <p>ロ その関連者がその内国法人に対して行う経営の管理又は指導、情報の提供等の役務の提供でその関連者が有する産業、商業又は学術に関する知識経験に基づき行うもの</p> <p>ハ 上記イ及びロの役務の提供に類するもの</p>
<p>取引関連書類等</p>	<p>取引に関して受領し、若しくは交付する注文書、契約書、送り状、領収書、見積書その他これらに準ずる書類又はこれらの書類に通常記載される事項が記録された電磁的記録で、法人税法及び法人税に関する法令の規定により保存しなければならないこととされているものをいう。</p>



2. 書類保存がない場合の影響

法人税法上、帳簿書類の保存義務は従来から定められていますが、取引価格の算定根拠となる書類が保存されていない場合、**青色申告の承認が取り消される可能性があるため注意が必要**です。

3. 対応策

この改正により、企業グループ内の関連者との取引において、取引の内容や支払額の根拠に関する詳細な書類の整備が義務付けられます。対象法人は、中小企業も対象になります。

本制度の内容を正しく理解し、取引内容を精査して、具体的な金額算定根拠を作成し保存することが重要です。

高齢者の金融所得、保険料算定に反映へ

政府・与党は、医療保険制度の見直しにともなう健康保険法などの改正案で、75歳以上の後期高齢者医療保険料など社会保険料を決める際、金融所得を反映させる仕組みを整える方針を固めました。

1. 見直しの背景

①不公平の是正

現在の制度では、株式配当や利子が多くても確定申告をしなければ保険料に反映されず、金融資産が多い高齢者ほど保険料が安くなるという不公平が生じていました。厚生労働省によると、金融所得の約9割が保険料算定に反映されていないとされています。

②現役世代の負担軽減

医療費の増加に伴い、現役世代の保険料負担が重くなっています。高齢者側で負担を調整することで、現役世代の負担を軽減する目的があります。

2. 制度の主な内容

①対象者と対象所得

まず75歳以上の後期高齢者医療制度に適用されます。対象は、株式配当や利子などの金融所得です。確定申告の有無にかかわらず、データベースを通じて保険料に反映されるようになります。

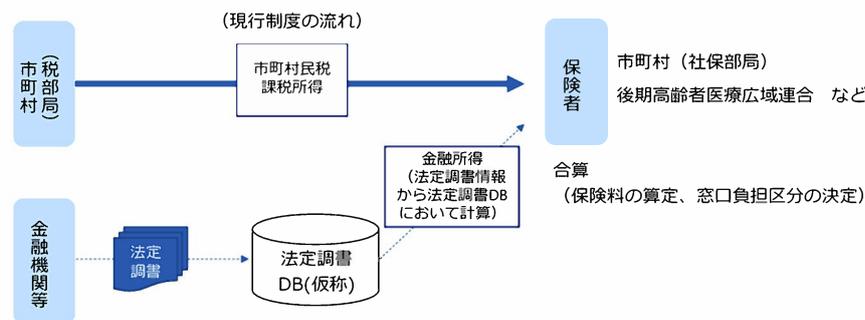
②NISA口座は対象外

非課税運用を促すため、NISA（少額投資非課税制度）の金融所得は保険料算定の対象外となります。

③情報連携の仕組み

金融機関が税務署に提出する法定調書（証券会社の取引報告）の情報を、市町村側でも確認できるよう、専用のデータベースが創設されます。これにより、国と地方自治体間の情報連携が可能となり、確定申告の有無にかかわらず金融所得が保険料に反映されるようになります。

【金融所得勘案方法のイメージ】



※金融機関等の事務負担に配慮し、税制上の法定調書の提出とのワンストップ化を図る

3. 医療費の自己負担の割合

高齢者における一部負担（自己負担）割合は、以下のとおりとなります。

	一般・低所得者	一定以上所得者	現役並み所得者
75歳	1割負担	2割負担	3割負担
70歳	2割負担		3割負担

4. 今後の課題

金融所得を把握するためには、国と地方自治体などの情報連携の仕組みを新たに構築する必要があり、また、膨大な数の加入者に対し、地方自治体や保険者の事務負担が増える可能性があります。

実際の導入は、システム整備に時間を要するため2030年度頃となる見通しです。

住所等変更登記の義務化について

1. 住所等変更登記の義務とは

不動産の所有者（所有権の登記名義人）は、氏名若しくは名称又は住所（以下「住所等」といいます。）について変更があったときは、その変更日から2年以内に変更の登記の申請をすることが義務付けられます（不動産登記法第76条の5）。

また、正当な理由がないのにその申請を怠ったときは、5万円以下の過料の適用対象となります（同法第164条第2項）。

この住所等変更登記の義務化の施行日は令和8年4月1日ですが、施行日より前に住所等を変更した場合であっても、変更登記をしていない場合には義務化の対象となり、令和10年3月31日までに変更登記をしていただく必要があります（民法等の一部を改正する法律（令和3年法律第24号）附則第5条第7項）。

2. 変更登記の方法

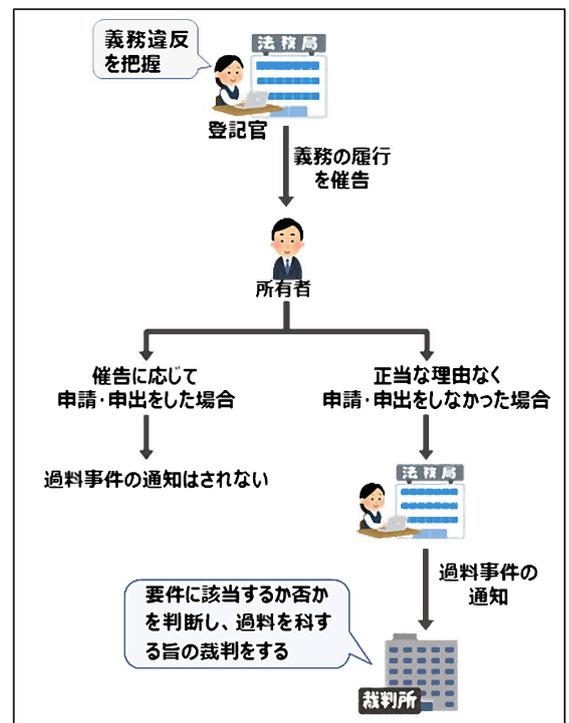
かんたんな申出を1回しておけば、法務局で住所等の変更を確認して登記をします。

手続の詳細は、法務省HP「スマート変更登記のご利用方法」のページを御覧ください。

3. 義務違反と過料について

正当な理由がないのに住所等変更登記の義務を怠ったときは、5万円以下の過料の適用対象となります（不動産登記法第164条第2項）。

ただし、登記官が義務違反の事実を把握しても、直ちに裁判所への通知（過料通知）を行うことはしていません。登記官が過料通知を行うのは、義務に違反した者に対し、相当の期間を定めて義務の履行を催告したにもかかわらず、正当な理由なく、その期間内に申請・申出がされないときに限られます。



参考文献： ■内閣税制調査会 ■厚生労働省 ■法務省

4月

お勧めセミナー

第1回 家族を幸せにする相続セミナー 「知識ゼロからの相続税入門」

第1回は「**相続税の基本**」についてお話しします。事前の対策をしておけば、節税を図れるケースもあります。是非この機会に相続税の仕組みを知り、将来に備えて頂ければと思います。ぜひ、ご参加ください。

（開催日4月8日水）セミナー概要は、ホームページをご覧ください。

あとかぎ 風が心地よく感じられる季節になりました。この春、新たな仲間として新入社員を迎えることができました。新しいメンバーが加わると、社内の雰囲気が明るくなり、私たち自身も気持ちを新たに頑張ろうと思えるものです。これからさまざまな業務に挑戦し、成長していく姿を見るのが今から楽しみです。私たちも良い刺激を受けつつ、しっかりとサポートしていきたいと思っています。今後とも、彼ともども弊社をあたたく見守っていただけますと幸いです。



【発行】株式会社オフィスミツヒロ 代表取締役 光廣 昌史

税理士法人光和パートナーズ 社員税理士 光廣昌史 / 社員税理士 中山昌実

〒730-0801 広島市中区寺町5番20号 Tel 082-294-5000

Fax 082-294-5007 URL <https://www.office-m.co.jp/>

